

条件付き一般競争入札に共通して必要な事項について

1 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、氷見市の競争入札参加資格者名簿に登載された者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 工事ごとに定める入札参加資格を満たしている者であること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により新潟県、石川県及び富山県の区域内において営業の停止を命ぜられた者で、当該営業の停止の期間中のものでないこと。
- (4) 氷見市建設工事等指名競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 当該工事に係る他の入札参加者の中に事業協同組合がある場合は、その構成員でないこと。

2 契約条項

契約条項については、氷見市工事請負契約約款(氷見市ホームページに掲載)によるものとする。

3 設計図書

- (1) 設計図書は、郵便入札による場合は氷見市ホームページに、電子入札による場合は電子入札システムに掲載する。
- (2) 設計図書について質問があるときは、郵便入札による場合は書面にて、電子入札による場合は電子入札システムにて総務部財務課契約検査班(以下、「契約検査班」という。)に問い合わせること。なお、電子入札の場合でも特別な事情がある場合は契約検査班の承諾を得て書面にて問い合わせることができる。
- (3) 質問に対する回答は、工事ごとに定める期限までに行う。

4 入札の方法等

- (1) 入札に係る提出書類は、次のとおりとする。ただし、入札予定価格が500万円以下である郵便入札の場合には、アの提出は、不要とする。

ア 入札参加申請書(様式第1号)

イ 入札書

ウ 工事費内訳書

(2) 郵便入札による入札の方法については、氷見市入札心得に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 入札書は、他の提出書類とともに封筒に入れて提出する。

イ 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかにより郵送する。

ウ 郵送先は、日本郵便氷見郵便局留（朱書き）とし、氷見市役所総務部財務課契約検査班行とする。

エ 封筒の表には、郵送先のほか「入札書在中」と朱書きで記載し、併せて工事ごとに定める入札番号を記載する。

オ 1つの封筒に複数の工事に係る入札書等の提出書類を同封してはならない。

カ 入札書等の提出書類は、工事ごとに定める入札書等の到着期限までに到着するよう提出する。到着期限を過ぎて到着した提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

キ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

ク 入札書等の提出書類の提出後に当該入札を辞退する場合は、工事ごとに定める入札書等の到着期限までに、入札辞退届を工事ごとに定める入札及び契約を担当する課へ提出する。

(3) 電子入札による入札方法については、氷見市入札心得（電子入札）に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 入札書とともに提出する書類は、電子データとし、電子入札システムにて提出する。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に入力した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

5 開札の方法等

- (1) 開札日時及び場所は、工事ごとに定める。
- (2) 開札の立会いについては、次のとおりとする。ただし、電子入札の場合は、この限りではない。
 - ア 開札に当たっては、氷見市の競争入札参加資格者名簿に登載された者(その者に雇用されている者を含む。)の中から、市があらかじめ選任した立会人2名を立ち合わせる。
 - イ 立会人が2名に満たないときは、当該入札事務に関係のない市職員1名以上を充てる。
 - ウ 立会人は、開札終了後、結果を記載した開札立会人確認書に署名しなければならない。
- (3) 落札候補者は、開札の結果、最低の入札価格を提示した者とする。

6 落札者の決定方法等

- (1) 落札者の決定については、次のとおりとする。
 - ア 落札候補者について入札参加資格を有することを確認したときは、その確認した日をもって落札者と決定する。
 - イ 最低の入札価格を提示した者が落札者とならないときは、落札者の決定に至るまで、次順位の入札価格を提示した者について入札参加資格を確認する。ただし、落札者が決定したときは、次順位以降の入札参加者に係る入札参加資格の確認は行わない。
 - ウ 最低の入札価格を提示した者が複数あるときは、当該提示をした者について入札参加資格の確認を行った上で、くじ引きを行って落札者を決定する。郵便入札の場合は、指定する日時に工事ごとに定める入札及び契約を担当する課に参集を求め、くじ引きを行う。当該提示をした者が指定する日時に参集しない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代わってくじ引きを行い、

落札者を決定する。なお、電子入札の場合は、氷見市電子入札の心得（電子札）に定めるとおりくじ引きを行う。

エ 落札者の決定は、原則として開札日を含め3日以内（氷見市の休日を定める条例（平成元年氷見市条例第3号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に行う。ただし、落札候補者の入札参加資格に疑義があるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、この限りでない。

(2) 入札結果等の通知については、次のとおりとする。

ア 落札者が決定したときは、速やかに、当該落札者に落札決定の通知を行う。

イ 入札の結果については、氷見市ホームページにおいて公表する。ただし、6(1)エただし書の場合にあっては、落札者が決定するまでの間、落札者が決定していない旨を公表する。

ウ 落札候補者が落札者とならなかったときは、その者に対し、その理由を付して書面にて通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、当該通知を受けた日を含め7日以内（休日を除く。）に、書面にてその理由についての説明を求めることができる。

7 入札保証金

免除する。

8 入札の無効

氷見市契約規則（昭和62年氷見市規則第4号）に規定する入札に関する事項又は氷見市入札心得及び氷見市入札心得（電子入札）に違反した入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 4(1)に掲げる提出書類のいずれかが欠けている入札

(2) 4(2)イからオまでに掲げる事項のいずれかに違反している入札

(3) 工事費内訳書の合計金額が入札書記載金額と異なる入札

9 契約手続等

(1) 契約の締結

工事の契約締結については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、氷見市契約規則及び氷見市入札心得に規定するところによる。

なお、落札者の決定後、契約締結までの間において、当該落札者が1の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しないことがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、指定金融機関において納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、公共工事履行保証証券による保証を付したとき、又は履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金を免除する。

(3) 工事代金の支払条件

工事ごとに定める。